平成２５年（フ）第２７１号
兵庫県宝塚市亀井町10番63―706号
債務者　吉村　京子
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嘉藤　憲暁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月27日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第３３９号
兵庫県姫路市城見台３丁目６番地７
債務者　橋本佐代子
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大岩　和紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１９３号
広島県安芸郡海田町大正町８番24号、住民票上の住所福岡市中央区清川２丁目３番16―403号
債務者　殿井和広、小林和広こと　平野　和広
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大村　真司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９９２号
広島市中区猫屋町２番28号
債務者　寺口　良幸
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　風呂橋　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０２１号
広島市佐伯区杉並台31番地８
債務者　北村　徹一
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺本　佳代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０２８号
広島県安芸郡府中町鹿籠１丁目７番25―312号
債務者　徳納みよ子
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　京子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３４０号
愛媛県松山市太山寺町1086番地２
債務者　橋本　　勝
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　真久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３４１号
愛媛県松山市太山寺町1086番地２
債務者　橋本　陽子
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　真久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１９号
宮城県大崎市鳴子温泉字石ノ梅71番地１
債務者　北浦　　巧
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富澤　秀行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月27日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第１２０号
宮城県大崎市鳴子温泉字石ノ梅71番地１
債務者　北浦　芳子
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富澤　秀行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月27日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第６６６号
熊本県合志市須屋2351番地27
債務者　平川貴志朗
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北島　武典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月５日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第７０号
島根県出雲市大塚町771番地４
債務者　米原　佳子
1　決定年月日時　平成25年12月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第３５８号
函館市川汲町1587番地
債務者　松村かおる
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１１１９号
さいたま市浦和区仲町４丁目14番18号　星野荘202号、旧住所さいたま市浦和区東高砂町９番20号
債務者　川野　静夫
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２２０号
さいたま市南区内谷３丁目５番17号　横田商事第５ビル302号
債務者　小松　正友
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２２１号
さいたま市西区大字西遊馬2230番地８
債務者　小松　麻美（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３６９号
埼玉県川口市西川口２丁目15番29号　セントラル西川口201号
債務者　三鉢　靖美
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４２７号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2007番地　セントラルコーポ２号棟103号室
債務者　黒木　育己（旧姓榎戸）
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係